

報告事項 ク

鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランの取組に係る成果と課題等について

鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランの取組に係る成果と課題等について、別紙のとおり報告します。

令和3年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランの取組に係る成果と課題等について

鳥取県教育委員会事務局
教育人材開発課
令和3年3月20日

1 概要

教職員の多忙解消・負担軽減の取組推進のため、平成30年3月に策定し、平成31年3月及び令和2年3月に改訂した「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に関し、成果及び課題等（令和2年12月末時点）を報告する。

2 学校業務カイゼンプランの成果等について

(1) 目標の達成状況（令和2年度12月時点：暫定値）

①月一人当たりの時間外業務時間：平成29年度比25%削減

※市町村（学校組合）立学校は9月分、県立学校は4～12月の平均。

※市町村（学校組合）立学校については、平成30年度から給与・勤怠管理システムの導入により時間外の把握方法が変更になったことに伴い、平成30年度実績を基準値としている。（目標値(H30比) R1：5.6%減 R2：16.7%減）

- 市町村（学校組合）立学校においては、中学校で目標を達成。小学校、義務教育学校でも令和2年度は着実に時間外業務時間が減少しているものの、目標達成には至らず。
- 県立学校の令和2年度目標値及び実績値は12月までの集計結果であるが、高等学校及び特別支援学校とも目標を達成。特に高等学校においては、目標を大きく上回る46.0%の削減を達成。

校種	基準値		H30		R1		R2		目標達成状況	
	H30		目標	実績	目標	実績	目標①	実績②	②-①	判定
小学校	35.9H				33.9H (△5.6%)	37.2H (3.6%)	29.9H (△16.7%)	33.3H (△7.3%)	(9.4%)	未達成
中学校	46.1H				43.5H (△5.6%)	45.2H (△2.0%)	38.4H (△16.7%)	38.2H (△17.0%)	(△0.3%)	達成
義務教育学校	42.1H				39.7H (△5.6%)	43.0H (2.1%)	35.1H (△16.7%)	39.5H (△6.2%)	(10.5%)	未達成

校種	基準値		H30		R1		R2(※4～12月)		目標達成状況(暫定)	
	H29	H29.4～12(参考)	目標	実績	目標	実績	目標①	実績②	②-①	判定
高等学校	26.8H	29.0H	24.1H (△10.0%)	24.9H (△7.2%)	22.8H (△15.0%)	21.4H (△20.2%)	21.8H (△25.0%)	15.7H (△46.0%)	(△21.0%)	達成
特別支援学校	13.3H	14.3H	12.0H (△10.0%)	13.0H (△2.6%)	11.3H (△15.0%)	11.5H (△13.8%)	10.7H (△25.0%)	10.4H (△26.9%)	(△1.9%)	達成

○校種によって目標達成・未達成、削減率に差はあるものの、一定の業務カイゼンを図ることができた <減少要因>

- ・各学校におけるカイゼン活動の成果による業務改善（勤怠管理の徹底や外部講師を招聘した研修を含む）
- ・上限方針の導入等による管理職を含めた教職員一人ひとりの意識向上
- ・中学校・高等学校の時間外業務の主要因である部活動に関する取組（部活動指導員配置、部活動方針の作成等）
→ 特に高等学校では、部活動が時間外削減の大きな要因
- ・全県的な取組の推進（行事の精選、対外業務停止日設定、留守番電話導入等）
- ・教員業務アシスタントの拡充など人的支援による効果

<参考・新型コロナウイルスの影響分析>

- ・週休日部活動、練習試合、大会参加など様々な制限が課せられたこともあり、部活動による時間外業務は減少。
→ 令和3年度以降、安易に部活動に係る時間外業務が増加することが無いよう、計画・実績表様式を活用した管理等により、部活動方針の遵守徹底が必要。
- ・消毒業務等といった新たな負担が生じたが、補正予算による校内消毒を行う「学校衛生アシスタント」（17名・5月～7月）、教員業務アシスタントの追加配置（23名・7月～）により、教員の負担増を抑制することができた。
→ 令和3年度は配置時間の調整等により、61名（令和2年度当初：46名）を配置予定
- ・各種行事の中止・縮減により、教員負担が減少した。

②時間外業務が月 45 時間、年間 360 時間を超える長時間勤務者の解消

※令和 2 年 1 月に文部科学省が告示した指針に基づき、服務監督権者である各教育委員会においては、勤務時間の上限に関する方針を教育委員会規則等において定めている。当該規則等において、県内全ての教育委員会が教育職員の時間外業務時間の上限を「月 45 時間、年 360 時間」としており、「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」についても、令和 2 年 3 月に改訂を行い、目標等を変更（従来の目標は月 80 時間を超える教職員の解消）。

※市町村（学校組合）立学校は 9 月分、県立学校は 4～12 月の平均。

※教育職員に関する上限方針を規定したことに伴い、令和 2 年度は教育職員の管理職（校長、副校長及び教頭）も含めている。

- 月 45 時間超の時間外勤務を行った者が全教職員に占める割合は全校種で減少
 - ・小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校では 10%以上減少
 - ・特に月 80 時間超の時間外勤務を行った者が全校種で半減以上となり、特別支援学校では 0 人
- 一方で、月 30 時間超（年 360 時間相当）の勤務を行っている者は依然存在し、特に小学校・中学校・義務教育学校においては、半数以上がこれに該当。

<月 45 時間超の長時間勤務者割合（令和元年度と令和 2 年度との比較）>

項目		小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	
R1	月 80 時間超	人数	64.0 人	147.0 人	6.0 人	39.4 人	0.2 人
		割合	(2.9%)	(11.5%)	(8.7%)	(2.9%)	(0.03%)
	月 45 時間超 ～月 80 時間	人数	745.0 人	476.0 人	27.0 人	203.2 人	16.8 人
		割合	(34.2%)	(37.3%)	(39.1%)	(15.2%)	(2.3%)
合計	人数	809.0 人	623.0 人	33.0 人	242.6 人	17.0 人	
	割合	(37.1%)	(48.8%)	(47.8%)	(18.1%)	(2.3%)	
R2	月 80 時間超	人数	28.0 人	58.0 人	3.0 人	2.3 人	0.0 人
		割合	(1.2%)	(4.3%)	(2.7%)	(0.2%)	(0.0%)
	月 45 時間超 ～月 80 時間	人数	616.0 人	419.0 人	37.0 人	61.8 人	5.2 人
		割合	(25.9%)	(31.0%)	(33.6%)	(4.8%)	(0.8%)
合計	人数	644.0 人	477.0 人	40.0 人	64.1 人	5.2 人	
	割合	(27.1%)	(35.3%)	(36.3%)	(5.0%)	(0.8%)	
R2-R1	割合	(△10.0%)	(△13.5%)	(△11.5%)	(△13.1%)	(△1.5%)	

<月 30 時間超（年 360 時間以上相当）の勤務者割合（令和 2 年度）>

項目		小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	
R2	月 80 時間超	人数	28.0 人	58.0 人	3.0 人	2.3 人	0.0 人
		割合	(1.2%)	(4.3%)	(2.7%)	(0.2%)	(0.0%)
	月 45 時間超 ～月 80 時間	人数	616.0 人	419.0 人	37.0 人	61.8 人	5.2 人
		割合	(25.9%)	(31.0%)	(33.6%)	(4.8%)	(0.8%)
月 30 時間超 ～月 45 時間	人数	665.0 人	329.0 人	34.0 人	167.9 人	61.9 人	
	割合	(28.0%)	(24.3%)	(30.9%)	(13.1%)	(9.0%)	
合計	人数	1309.0 人	806.0 人	74.0 人	232.0 人	67.1 人	
	割合	(55.1%)	(59.6%)	(67.2%)	(18.1%)	(9.8%)	

(2) 校種ごとの時間外事由から見る詳細分析

※教員と事務職員等では、その業務内容から事由が異なるため、教職員の大半を占め、時間外業務時間が多い傾向にある教員について以下のとおり分析。

①小学校及び中学校

校種	時間数	時間外合計	教材研究	分業業務	担任業務	教科業務	部活動	宿日直業務	校外への出張	大会等引率	その他		
小学校	時間数	R1	39.13H	4.85H	10.63H	19.80H	0.36H	0.01H	0.09H	0.11H	0.07H	3.20H	
		R2	35.12H	4.73H	8.57H	18.76H	0.48H	0.01H	0.01H	0.05H	2.36H	0.13H	
	増減時間	△4.01H	△0.12H	△2.06H	△1.04H	0.12H	0.00H	0.00H	△0.08H	△0.06H	2.29H	△3.07H	
	割合	R1	100.0%	12.4%	27.2%	50.6%	0.9%	0.0%	0.2%	0.3%	0.2%	8.2%	
		R2	100.0%	13.5%	24.4%	53.4%	1.4%	0.0%	0.0%	0.1%	6.7%	0.4%	
増減	0.0%	1.1%	-2.8%	2.8%	0.5%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.1%	6.5%	-7.8%		
中学校	時間数	R1	47.83H	5.19H	12.83H	6.81H	3.16H	0.08H	15.54H	0.67H	0.11H	0.27H	3.17H
		R2	40.58H	4.34H	10.56H	6.23H	2.52H	0.02H	13.99H	0.32H	0.07H	2.46H	0.08H
	増減	△7.25H	△0.85H	△2.27H	△0.58H	△0.64H	△0.06H	△1.55H	△0.35H	△0.04H	2.19H	△3.09H	
	割合	R1	100.0%	10.9%	26.8%	14.2%	6.6%	0.2%	32.5%	1.4%	0.2%	0.6%	6.6%
		R2	100.0%	10.7%	26.0%	15.4%	6.2%	0.0%	34.5%	0.8%	0.2%	6.1%	0.2%
増減	0.0%	-0.2%	-0.8%	1.1%	-0.4%	-0.1%	2.0%	-0.6%	-0.1%	5.5%	-6.4%		

- 小学校については、前年度から減少しているものの、依然として小学校教員業務の根幹である「担任業務」「分掌業務」による時間外業務時間が多いため、他校種に比べて時間外業務時間の減少幅が少ない。

(分掌業務)

- ・教科主任の場合、教科に関する研究資料作成、調査・照会への回答作成業務等
- ・主任・主事の場合、調査・照会への回答作成、校内・校外の会議等の調整及び資料作成業務等

(担任業務)

- ・提出物（宿題、学習の振り返りシート、日記等）の確認・点検 ・テストの採点業務
- ・学級通信、学年通信の作成 ・教室掲示物（生徒の作品、学習成果物等）の掲示

- 中学校については、カイゼンプランの目標を達成したように一定の時間外業務時間の削減が図られているが、依然として「分掌業務」「部活動」による時間外業務時間が多い。「部活動」については、週休日部活動、練習試合、大会参加など様々な制限が課せられたこと、高等学校では「部活動」を事由とした時間外業務時間が大きく減少していることも踏まえると、より一層の取組が必要。
- 今年度は新型コロナウイルス感染症対策の関係で、例年と行事実施時期が異なる学校も多いなどの特殊要因はあるものの、時間外業務時間やその削減時間には、市町村間・学校間でも大きく差が生じている。

○基準値比較では、一定の業務カイゼンが図れていると評価できるが、全体的に意識面での取組(管理職の声掛け等)や人的配置(教員業務アシスタント、部活動指導員の配置・活用)による取組に依存する部分が大きく、構造的な業務カイゼンが進んでいない学校も多くあると推察。

○前年度から大きく時間外業務時間を減少させている学校では、次表のような取組を行っているが、類似の取組を行っているにも関わらず、時間外業務時間の削減に結びついていない学校もある。

○各学校の人的配置、児童生徒の状況、学校規模など固有の事情を踏まえ、各学校及び服務監督権者において、自校(自市町村)の状況に応じた取組を進めていくことが必要

	取組内容
業務削減・効率化による事務事業短縮	<ul style="list-style-type: none"> ○学校文集の廃止、独自実施していた学校評価廃止 →学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用 ○体育祭と文化祭を一体化して学校祭として実施 →実施時期を9月から10月とすることで熱中症対策にも効果 ○多忙な年度当初に、週3回程度、5限の日を設定 ○朝学習時間、掃除時間等の短縮による生徒児童下校時刻の見直し ○期末テストの廃止 →勤務時間内の業務時間を確保
I C Tの活用等による業務の削減、効率化推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者向けアンケートの試行的実施など Google form の活用 →学習用ツールとして導入された「G Suite for Education」の機能を教職員の働き方改革にも活用 →今後は懇談の出欠票など保護者から返信が必要なものに活用予定
教職員の業務カイゼンへの参画	<ul style="list-style-type: none"> ○校内安全衛生委員会の設置 →管理職だけでなく教員、養護教諭、事務職員など様々な立場の者が参画し、働き方に関する意見交換を行える場を設定

○なお、中学校における部活動については、「計画・実績表様式」を活用するなど上限方針を意識した勤務管理等により、部活動方針の遵守徹底を図るとともに、並行して、文部科学省が令和5年度から中学校の休日運動部活動を段階的に地域移行する方向性を示したことを受け、検討を行っていく

②高等学校

校種		時間外合計	教材研究	分掌業務	担任業務	教科業務	部活動	宿日直業務	校外への出張	大会等引率	その他		
高等学校	時間数	R1	25.77H	1.97H	3.00H	1.28H	2.70H	0.18H	14.47H	0.02H	0.05H	1.34H	0.76H
		R2	16.96H	1.92H	2.69H	1.35H	2.22H	0.12H	7.90H	0.03H	0.02H	0.16H	0.50H
		増減	△8.81H	△0.05H	△0.31H	0.08H	△0.49H	△0.06H	△6.57H	0.02H	△0.03H	△1.18H	△0.26H
	割合	R1	100.0%	7.6%	11.6%	5.0%	10.5%	0.7%	56.2%	0.1%	0.2%	5.2%	3.0%
		R2	100.0%	11.3%	15.9%	8.0%	13.1%	0.7%	46.6%	0.2%	0.1%	1.0%	3.0%
		増減	0.0%	3.7%	4.2%	3.0%	2.6%	0.0%	-9.6%	0.1%	-0.1%	-4.2%	0.0%

➤ 部活動に関する取組(部活動指導員配置、部活動方針の作成等)に加え、週休日部活動、練習試合、大会参加など様々な制限が課せられたこともあり、部活動による時間外業務は大きく減少したことが大きな要因となり、時間外業務時間合計も大きく減少。

○令和3年度以降、安易に部活動に係る時間外業務が増加することが無いよう、計画・実績表様式を活用した管理等により、部活動方針の遵守徹底が必要。

(3) カイゼンプラン期間中(H30~R2)の主な成果、課題

	成果	課題
1 意識改革	<p>各学校におけるカイゼン活動の成果による業務改善や、上限方針の導入等による管理職を含めた教職員一人ひとりの意識向上もあり、全校種で時間外業務時間は減少しており、中学校、高等学校及び特別支援学校において、平成29年度比時間外削減目標を達成。着実に減少しているものの月45時間超の時間外業務を行っている者、年360時間相当となる月30時間超の時間外業務を行っている者も多く存在。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校、高等学校及び特別支援学校において、平成29年度比時間外削減目標が達成 ○令和2年度は月一人当たり時間外業務時間、月45時間超の時間外業務を行った者の割合は全校種で大きく減少 ○月80時間を超える長時間勤務者は、令和2年度には大きく減少するなど長時間勤務者の解消に向けた取組は着実に進行 ○令和2年度は、全公立学校で対外業務停止日(学校閉庁日)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○着実に減少しているものの月45時間超の時間外業務を行っている者、年360時間相当となる月30時間超の時間外業務を行っている者も多く存在。 ○国指針や上限方針に基づき、時間外業務時間が上限時間を超えた場合には、事後的検証を行っていくことが必要。 ○管理職研修について、直近の令和元年度は参加者が29名と減少傾向にある。また、服務監督権者である教育委員会事務局職員の意識向上も必要。
2 業務削減	<p>新型コロナウイルス感染症対策の影響はあるものの、結果的に多くの行事等の中止及び縮減、オンライン会議の実施など、教職員の時間外業務の削減に直結する動きが生まれた。これを一過性のものとせず、より構造的な業務カイゼンにつなげていくことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対策の影響はあるものの、結果的に多くの行事等の中止及び縮減、オンライン会議の実施など、教職員の時間外業務の削減に直結する動きが生まれた。 ○業務時間外に電話対応を行わない取組を導入する市町村、県立学校が増加し、導入校からは効果を実感する声があがっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事の見直しやオンライン会議実施などを一過性のものとせず、構造的な業務カイゼンにつなげていくことが必要。 ○業務削減において、保護者や地域を活用する視点が十分でなく、そもそも学校が担う業務の範囲や在り方の見直しと並行して進めることが必要。 ○業務カイゼンは、管理職だけでなく、教職員一人ひとりが取り組むべき問題であり、教職員への研修など環境整備を行うことが必要。 ○教員の働き方改革に対する考え方を県教育委員会事務局、市町村教育委員会事務局職員にもより一層浸透させていくことが必要。 ○首長部局や関係団体から学校への調査・照会についても、精選や簡素化等への検討を促す仕掛けが必要。

	成果	課題
3 汎 用	統合型学校業務支援システムを全市町村立学校において一斉導入し、全校種で学習評価や成績処理にICTを活用する環境を整備。従来の業務の在り方自体を見直し、システムをより有効活用していくことが必要。	
	○統合型学校業務支援システムを全市町村立学校において一斉導入（都道府県単位での一斉導入は全国初）	○調査へのICT活用も一部の所属に留まっていることから、全体的な取組としていくことが必要。 ○利用は一部機能にとどまっていることから、従来の業務の在り方自体を見直し、システムを有効活用していくことが必要。
4 部 活 動	部活動方針による意識の向上もあり、中学校、高等学校で部活動による時間外業務が大きく減少しているが、新型コロナウイルス感染症対策の影響もあると推測されることから、安易に部活動に係る時間外業務が増加することが無いよう、引き続き取組を行っていくことが必要。	
	○部活動方針による意識の向上もあり、中学校、高等学校で部活動による時間外業務が大きく減少している。	○令和2年度の時間外業務時間の減少は、新型コロナウイルス感染症対策の影響もあると推測されることから、引き続き取組を行っていくことが必要。 ○文部科学省が示した学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方針を踏まえ、部活動そのものの在り方を検討していくことが必要。
5 外 部 人 材	年次的に教員業務アシスタント及び部活動指導員の人数を拡充。教員の業務負担軽減に寄与しているが、学校（教員）業務そのものを削減する取組も進めていくことが必要。	
	○教員業務アシスタント配置校の成果を踏まえ、年々拡充を進めており、勤務時間の上限方針の適用、当該上限方針を上回る教員が多い現状を踏まえ、令和2年度は前年度比倍以上に配置を拡充（H30:13名、R1:21名、R2:46名） ○平成30年度、令和元年度においては、県立高等学校、市町村（学校組合）立学校とも各校種平均と比較して月1人当たり時間外業務時間は大きく減少している。 ○市町村（学校組合）立学校においては配置校を新たに業務改善モデル校とし、アシスタント配置による直接的な教員の負担軽減に加え、教員の業務の切り出しや意識改革等のカイゼン活動を推進 ○教員の部活動指導時間削減のため、年々配置を拡大（H30:22名、R1:67名、R2:99名） ○中学校及び高等学校における、「部活動」を事由とした時間外業務時間は大きく減少	○配置校を大幅に拡充した令和2年度においては、全体的に時間外業務が大幅に減少したという事情もあるが、過去2年と比較して配置校と未配置校の間に時間外業務削減率の明らかな優位性が見られなかった。検証の上、令和3年度配置校選定や研修実施に向けた工夫を行うことが必要。 ○多くの学校に教員業務アシスタントを配置し、全体的な業務改善をより一層推進するため、1校当たり配置時間を調整するなど有効活用に向けた工夫が必要。 ○単に印刷業務や消毒業務等を担ってもらい教員の業務負担軽減を図るだけでなく、配置期間中に組織的に業務の整理やICTを活用した削減等、業務の構造改革を進めさせるような仕掛けが必要。

3 「学校業務カイゼンプラン」計画期間3年間の総括

○学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加する中、教職員の時間外業務が常態化しているのが実態であり、教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるために、県教育委員会では「学校業務カイゼンプラン」を平成30年3月に策定し、削減目標を掲げて学校現場の働き方改革に取り組んできた。

○計画期間の3年間において、

- ・全校種で時間外業務時間の削減が図られ、一部校種では、月当たりの時間外業務時間が平成29年度比25%減（市町村（学校組合）立学校については、給与・勤怠管理システムの導入により時間外の把握方法が変更になったことに伴い、平成30年度比16.7%減）という目標達成

- ・全校種で月80時間以上の長時間勤務者が半減するなど、教員の働き方改革に係る一定の成果が得られた。

○一方、文部科学省が時間外業務時間を月45時間以内、年間360時間以内とする指針を告示し、鳥取県でもそれを踏まえた上限時間を定める規則や方針を策定したが、この上限時間の達成には至っておらず、3年間の成果と課題を踏まえて、新たな「学校業務カイゼンプラン」（別添）を策定し、より一層の働き方改革を進めていく必要がある。

別添

令和3年度以降の「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」の策定について

鳥取県教育委員会事務局
教育人材開発課

1 策定の背景

県教育委員会では「学校業務カイゼンプラン」を平成30年3月に策定し、削減目標を掲げて学校現場の働き方改革に取り組んできた。計画期間の3年間において、

- ・全校種で時間外業務時間の削減が図られ、一部校種では月当たりの時間外業務時間が平成29年度比25%減という目標達成
- ・全校種で月80時間以上の長時間勤務者が半減

するなど、教員の働き方改革に係る一定の成果が得られた。

一方、文部科学省が時間外業務時間を月45時間以内、年間360時間以内とする指針を告示し、鳥取県でもそれを踏まえた上限時間を定める規則や方針を策定したが、この上限時間の達成には至っておらず、3年間の成果と課題を踏まえて、新たな「学校業務カイゼンプラン」（以下「新カイゼンプラン」）を策定し、より一層の働き方改革を進めていく必要がある。

2 新カイゼンプランのポイント

(1) 計画期間 3年間（令和3年度～令和5年度）

※現時点で、文部科学省が示している今後のスケジュールは以下のとおりであり、給特法改正の時期は明確になっていないことから、前回同様、3年間とする。

令和4年度 教員勤務実態調査

令和5年度～ 調査結果を踏まえた給特法改正の検討

(2) 目標

現カイゼンプラン	時間外業務が月45時間、年間360時間を超える教職員の解消かつ、月当たりの時間外業務：平成29年度比25%以上削減
新カイゼンプラン	時間外業務が月45時間、年間360時間を超える教職員の解消

※上限方針により時間外業務の上限時間の遵守が規定されており、当該上限時間を目標時間とする。

(3) 取組項目（案）

上限方針に規定する「月45時間以内、年360時間以内」の達成に向け、新たな視点、要素による業務カイゼンによる構造的な改革を進めていく。

1.業務カイゼンを推進するための枠組みや体制の整備		2.教員以外の人材の活用、配置	
① 取組推進体制の整備		① 学校及び教員が担う業務の明確化	
② 管理職員の時間管理意識の向上		② 学校事務職員の校務運営への参画の推進	
③ 教育委員会等による調査、会議、研修等の見直し		③ 「教員業務アシスタント」による事務業務の軽減、役割の明確化	
④ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開		④ 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用	
⑤ 長時間勤務者の解消に向けた取組			
⑥ 勤務時間や休日の確保の意識向上			
3.業務の見直し・削減		4.部活動の在り方見直し	
① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌の見直し等）		① 部活動休業日、活動時間厳守の徹底	
② ICT等の活用による業務の削減、効率化推進		② 部活動指導者研修会の開催	
③ 勤務時間外の連絡対応等の体制整備		③ 部活動の地域移行の検討	
④ 教職員の業務カイゼンへの参画			

(4) 重点取組事項 (案)

【I】教員以外の人材の活用、配置

<考え方>

- これまでの行事・業務削減の検討は、その多くが、これまで学校が行っていた業務を、学校が担うことが当然という前提で行われている
- 外部人材の活用も、教員業務アシスタントや部活動指導員といった県教育委員会が雇用した会計年度任用職員が中心であり、学校業務・教員業務そのものの削減にはつながっていない。
※一時的に教員の業務を肩代わりした状態に過ぎず、未配置校では教員が実施することになる。
- 業務そのものの担い手が学校・教員であるべきかを再考し、保護者や地域との適切な役割分担を進めていく。
- なお、既に学校独自に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等を活用し、保護者や地域との役割分担を進めている学校もあるが、県全体の取組として関係団体とも協議を行うことで、各学校における役割分担を進めやすい環境を整備する。

<新カイゼンプランへの記載内容 (案) >

2. 教員以外の人材の活用、配置

① 学校及び教員が担う業務の明確化

- ・中央教育審議会答申で示された「これまで学校・教師が担ってきた代表的業務の在り方に関する考え方」を参考とし、「教員が専門性を発揮できる業務であるか」「児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか」といった観点から、その業務の担い手について検討を行います。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)
※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の業務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

- ・教員の働き方改革を進めるに当たり保護者、地域に理解・協力いただくため、積極的な広報活動を行います。
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）などを活用しながら、保護者や地域との適切な役割分担を進めます。
- ② 学校事務職員の校務運営への参画の推進
 - ・法制化された学校共同事務室の活用や、各種システムの導入等により事務処理の効率化を図りつつ、教員の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を積極的に進めます。
- ③ 「教員業務アシスタント」による事務業務の軽減、役割の明確化
 - ・授業準備や印刷業務など、教員の事務的業務をサポートする会計年度任用職員を配置し、教員の事務負担を軽減します。
 - ・教員業務アシスタント配置期間中、外部講師の指導も受けながら構造的な業務削減を進めます。
 - ・配置校の実績を検証・分析することにより、教員業務アシスタントの配置目的・活用効果が高い業務を明確化・類型化するとともに、目的に応じた人材確保・配置を行います。
- ④ 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用
 - ・部活動を要因とする長時間勤務者の負担軽減のため、部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員を配置します。
 - ・地域人材等を活用して部活動における外部指導者の確保に努めるとともに、単独指導の実施のための課題整理など、より有効な活用方法について検討していきます。

【Ⅱ】ICT等の活用による業務の削減、効率化推進

<考え方>

- コロナ禍の影響もあり、GIGAスクール構想が進む中、本県では共通学習用ツール（Google Workspace）を導入している。
- 当該ツールは、鳥取県学校教育情報化推進計画においても、教員の働き方改革にも活用することとされており、国の押印廃止の動きとも併せ、連絡手段等のデジタル化を進め、教務効率化を進める。

<新カイゼンプランへの記載内容（案）>

3. 業務の見直し・削減

- ① （略）
- ② ICT等の活用による業務の削減、効率化推進
 - ・平成30年度から県内全ての市町村立学校で導入された学校業務支援システムや業務でのクラウドサービスの活用を促進し、業務の効率化を進めます。
 - ・各種配付文書、アンケート・調査など校務や学校運営で活用できる共通学習用ツール（Google Workspace）の利用を推進し、業務効率化を進めます。
 - ・押印の省略や学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を進め、迅速な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担軽減を図ります。
- ③～④（略）

【Ⅲ】部活動の地域移行の検討

<考え方>

- 部活動については、学習指導要領に位置付けられた活動であり、部活動に参加する生徒にとっては、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあるとともに、多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有すると整理されている。
- 一方で、部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられており、教員の献身的な勤務によって支えられていることから、長時間勤務の要因であるとともに、特に指導経験がない教師には多大な負担となっているとの声もある
- 文部科学省が令和5年度から中学校の休日運動部活動を段階的に地域移行する方向性を示したことを受け、運動部活動の地域移行に向けた検討を行っていく必要がある
※令和2年9月1日付スポーツ庁等事務連絡別添1を参考

<新カイゼンプランへの記載内容（案）>

- ①～② （略）
- ③ 部活動の地域移行の検討
 - ・文部科学省が令和5年度から中学校の休日運動部活動を段階的に地域移行する方向性を示したことを受け、運動部活動の地域移行に向けた検討及びモデル事業を実施します。

(5) その他新たな取組

- ・学校に依頼する業務や学校に関係する事業内容の一層の見直しが行えるよう、教育委員会事務局職員のより一層の意識向上を図る【新カイゼンプラン1③】
- ・首長部局・関係団体から学校に依頼される調査等について、実態把握・検討の上、精選・簡素化が図られるよう働きかけを行う【新カイゼンプラン1③】
- ・教育職員の時間外業務時間が上限時間を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うなど長時間勤務解消のための対策の実施【新カイゼンプラン1⑤】
- ・学校における業務削減の意識を高め、休暇を取得しやすい環境を整備する取組の一環として、家庭及び地域における体験的活動その他の学習活動のための休業日（体験的学習活動等休業日）の導入を検討【新カイゼンプラン1⑥】
- ・管理職だけでなく、教職員一人ひとりが業務カイゼンに取り組むよう、教職員に対する研修など意識醸成の場を設定するとともに、管理職が教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、その話し合いも参考としながら、校内の業務の適正化を図る校内で改善策を議論する場を設定する。こうした取組を進めるため、衛生委員会の積極的な活用を進める【新カイゼンプラン3④】

3 新カイゼンプラン実行に向けた取組体制の強化

(1) 取組内容と取組主体の関係、役割の明確化

現カイゼンプランにおいては、県教育委員会、服務監督権者（県教育委員会又は市町村（学校組合）教育委員会）、学校等の役割が不明確であったことから、関係性を整理の上、新カイゼンプランにも添付。

(2) 市町村教育委員会、学校長との連携強化（カイゼン推進検討会の有効活用）

カイゼン推進検討会には、全校種の校長、市町村教育委員会の代表から委員として参加をいただいているが、より市町村教育委員会や学校の実態を今後の取組に反映させるために、次のような運用を行う。

①会議前の意見集約、会議後の情報提供等依頼

早い段階（可能な限り、会議終了時）で次回の検討テーマを各委員に伝え、カイゼン推進検討会時に校長会・教育長会としての考え方を意見、提案していただくことで、より有意義な意見交換が可能となる。

②市町村教育長会、校長会等からの要望回答

教育長会、校長会等から県教育委員会に対する提案や要望、意見のうち、教員の働き方改革に関するものについては、カイゼン推進検討会の場で、提案を行った会の代表の委員から具体的に状況を説明してもらい、外部有識者も交えた委員も含めて議論を行うことで、より有意義な意見交換を行うことができる。

4 今後のスケジュール

- 3月 市町村（学校組合）教育委員会、県立学校への意見照会【照会中】
- 4月 県・市町村教育行政連絡協議会における報告・協議
県立学校長会における報告・協議
定例教育委員会報告
策定